

規制の事前評価書（簡素化）

法律又は政令の名称：基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令の一部を改正する省令案

規制の名称：認定放送持株会社等に適用される衛星基幹放送に関するマスメディア集中排除原則の緩和

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：総務省 情報流通行政局衛星・地域放送課

評価実施時期：令和6年4月

1 簡素化した規制の事前評価の該当要件

① 簡素化した規制の事前評価の該当要件

規制の事前評価を行うことが義務付けられている政策のうち、以下の表1に掲げる i ~ vii のいずれかの要件に該当する政策は、簡素化した評価手法を適用できる。

簡素化した規制の事前評価を行う場合、該当する要件を明らかにした上、当該要件を満たしていることをいずれかの項目において説明すること。

該当要件：ii

※ 以下の表1を確認の上、該当する要件の番号を記載すること。

表1：簡素化した規制の事前評価の該当要件

番号	該当要件
i	規制の導入に伴い発生する費用が少額 遵守費用が年間10億円（※）未満と推計されるもの。 ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。 ● 「3. 直接的な費用の把握」④において、金銭価値化した遵守費用を記載すること。
ii	規制緩和措置であり、副次的な影響が無視できるもの ・ 副次的な影響が十分に小さいことが予想されるもの。 ・ 副次的な影響を小さくするための行政による監視措置が十分に考慮されているもの。ただし、行政費用が大きく増加することが予想される場合は、簡素化した評価の中で、行政費用は可能な限り定量化して推計することが望まれる。 ● 「4. 副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において、副次的な影響（社会に対する負の影響）が小さいことを記載すること。

iii	国際条約批准に伴う規制であって裁量余地のないもの 国際条約の批准に伴い、我が国において履行するため導入することとした規制であって、批准国として裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること。
iv	国内法に基づく下位法令により導入される規制であって裁量余地のないもの 我が国の法律により規制を導入されることが決定されているものの、具体的要件については政令に委任されていることに伴い導入される規制であって、裁量の余地がなく機械的に整備するものであるもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において裁量余地がないこと及び「３．直接的な費用の把握」④において金銭価値化した遵守費用の推計を記載すること
v	科学的知見に基づき導入される規制であって、行政裁量の余地がないもの 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見を根拠に導入される規制であって、その内容、度合い等について行政の裁量余地がないもの。 ただし、規制の導入により副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）（※）が発生する可能性があるものについては適用しない。 ※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療用途など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる影響を及ぼす可能性が高いなどが想定される。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において科学的知見の根拠並びに裁量余地がないこと及び「４．副次的な影響及び波及的な影響の把握」⑥において副次的な影響（重要な効果（便益）の喪失、重要な行動変容（代替）等）がないことを記載すること。
vi	何らかの理由により緊急時に導入することとされたもの 事前評価に時間を割けない合理的理由がある場合に、避難的措置として、簡素化した評価を実施し、最低限の説明責任を果たすもの。ただし、一定期間（３か月～半年程度経過）後に、本来行われるべき事前評価を行うものとする。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、緊急的に導入する理由を記載すること。
vii	規制を導入する時点では、規制の対象・範囲が予測又は特定できないもの ・ 災害発生時に発動される規制のように、事態発生を想定して事前に導入する規制の場合、これは、発生しない限りはその適用度合い等が予測できず、十全の事前評価を行うことに限界があるもの。 ・ 消費者や商取引者の保護のため、適切な商取引を確保することを意図した規制のように、規制の導入の際にあらかじめ違法又は脱法による商取引を行っている者の総数等を把握することが困難なもの。 ● 「２．規制の目的、内容及び必要性」③において、規制の対象・範囲が予測又は特定できない理由を記載すること。

2 規制の目的、内容及び必要性

② 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。

（現状をベースラインとする理由も明記）

- ・ 現在、基幹放送においては、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することにより、基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されるようにするため、放送法（昭和25年法律第132号）第93条第1項第5号、同法第162条第1項、電波法（昭和25年法律第131号）第7条第2項第4号でその基準（マスメディア集中排除原則）を規定している。具体的には、一の基幹放送事業者が二以上の基幹放送を行うこと（兼営）のほか、基幹放送事業者が支配関係を有する者を通じて二以上の基幹放送を行うこと（支配）を原則として禁止することで、放送の多元性・多様性・地域性を確保することとしている。

- ・ 他方、放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合として、基幹放送の業務に係る特定役員及び支配関係の定義並びに表現の自由享有基準の特例に関する省令（平成27年総務省令第26号）で規定する要件を満たす場合には、複数の基幹放送の業務の兼営・支配が可能となっている。

衛星基幹放送については、当該要件として、以下のとおり使用可能なトランスポンダ（※）の数の上限が規定されている。

- ・ 超高精細度テレビジョン放送（4K・8K番組）に使用するトランスポンダ数の合計が4を超えないこと
- ・ 超高精細度テレビジョン放送以外（SD・HD番組）に使用するトランスポンダ数の合計が4を超えないこと
- ・ 支配関係を有する者等に地上基幹放送の業務を行う者が属する場合は、衛星基幹放送の業務を行う者が、BS放送の業務を行わず、かつ、CS放送の業務に使用するトランスポンダ数の合計が2を超えないこと。ただし、認定放送持株会社の傘下の場合には、BS放送の業務に使用するトランスポンダ数の合計が超高精細度テレビジョン放送、超高精細度テレビジョン放送以外の衛星基幹放送のそれぞれで0.5を超えず、かつ、CS放送の業務に使用するトランスポンダ数の合計が2を超えないこと。

（※）人工衛星に搭載されている、衛星放送の電波を地上に送信する装置のこと。BS放送の場合、1つのトランスポンダで、HD番組を3～4番組、4K番組を3番組放送することが可能。）

- ・ 放送をとりまく環境が大きく変化する中、総合放送から専門性の高いチャンネルまで多様な放送番組を提供する衛星放送は、インターネット動画配信等のサービス進展によって激しい市

場競争にさらされており、衛星基幹放送の業務を行う者の経営環境は今後も厳しさを増していくことが見込まれ、現行の規制による制限が、かえって放送の多元性等を損なうことも想定される。については、上記の状況をベースラインとする。

③ 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

【課題及び課題の発生原因】

- ・ デジタル時代において、ブロードバンドの普及、インターネット動画配信サービスの伸長、視聴スタイルの変化や若者を中心とした「テレビ離れ」、放送における広告費の低下や人口減少の加速化など、放送を取り巻く環境が大きく変化している。このような状況の下でも、基幹放送をすることができる機会をできるだけ多くの者に対し確保することは引き続き重要な意義を有すると考えられるが、一方で衛星基幹放送の業務を行う者が、そのような機会を安定的・継続的に確保するための経営の選択肢が限定されていることが課題となっている。
- ・ 課題の原因としては、マスメディア集中排除原則における使用可能トランスポンダ数の上限規制により、衛星基幹放送の業務を行う者が認定放送持株会社制度を十分に活用できず、財政基盤の強化及び安定化を行うことが困難であることが挙げられる。
- ・ 具体的には、衛星放送に関するマスメディア集中排除原則により、一の基幹放送事業者が使用することができるトランスポンダの数が制限されており、認定放送持株会社が支配関係を有する者等の場合は、BS放送については超高精細度テレビジョン放送と超高精細度テレビジョン放送以外の衛星基幹放送のそれぞれで0.5以下、CS放送に使用するトランスポンダ数の合計を2以下とすることが規定されている。他方、既存の認定放送持株会社が衛星基幹放送の業務を行う者と支配関係を有する場合に、BS放送においてHD番組と4K番組を1番組ずつ放送しているため、現行の規制の下では、使用することのできるトランスポンダ数が上限に達しており、当該認定放送持株会社はBS放送事業者と新たに連携を行うことができない事例が見受けられる。

【課題解決手段の検討】

- ・ 衛星基幹放送の業務を行う者が基幹放送をすることができる機会を安定的・継続的に確保するための方策としては、規制の見直しを行わず、現状のルールの下で、基幹放送事業者以外の民間事業者との経営統合や資本提携、企業買収等による経営強化を促す方法も考えられるが、上記の衛星放送を取り巻く厳しい環境の下で、衛星基幹放送の業務を行う者の経営強化を促進することは容易ではないと考えられる。
- ・ 他方、経営の選択肢を確保する規制として、「デジタル時代における放送の将来像と制度の

在り方に関するとりまとめ（令和４年８月５日）」において、効率的な圧縮方式である「H E V C方式」を用いた技術的な対応策についても検討がなされたが、継続して行われた議論の中で、「H E V C方式」をH D番組の放送に導入することは、中期的に進められていく必要がある旨確認されたところである。

- ・ よって、早期に措置できる効果的な手段として、衛星基幹放送事業者が認定放送持株会社制度を活用した経営の連携を新たに行えるよう、次のとおり、マスメディア集中排除原則における使用可能トランスポンダ数の上限規制を緩和することが適当である。

【規制の内容】

- ・ 認定放送持株会社の支配関係者がB S放送に使用することができるトランスポンダ数の合計を超高精細度テレビジョン放送と超高精細度テレビジョン放送以外のそれぞれで0.5以下、C S放送に使用することができるトランスポンダ数の合計を2以下とする上限を緩和し、衛星基幹放送事業者のみで兼営・支配する場合と同様に、超高精細度テレビジョン放送と超高精細度テレビジョン放送以外の衛星基幹放送のそれぞれについて使用することができるトランスポンダ数を合計4までとする。

3 直接的な費用の把握

④ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化することなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するために負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

今回の改正は、マスメディア集中排除原則の規制の一部を緩和することにより、基幹放送事業者の兼営・支配が可能となる場合が増えるものであるが、それに伴い、認定放送持株会社（12社）や基幹放送事業者（575社）において新たな手続や費用が発生するものではないため、新たな遵守費用は発生しない。

※社数は令和４年度末時点。

⑤ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

基幹放送事業者の認定に係る審査時のマスメディア集中排除原則への適合状況の確認は、現行の制度下においても実施しているものであり、今回の改正に伴い新たに作業が発生するものではないため、行政費用の増加は想定されない。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑥ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

本件改正により、同一のグループが放送することのできる衛星放送の番組数が増えることになるが、認定放送持株会社の支配関係者が衛星基幹放送に使用することができるようになるトランスポンダ数は、現行制度における衛星基幹放送事業者のみでの支配・兼営の場合と同一であり、仮に上限までトランスポンダを使用したとしても、他の衛星基幹放送事業者が使用できるトランスポンダがなくなることにはならないため、マスメディア集中排除原則の目的である放送の多元性等に与える負の影響は軽微である。

5 その他の関連事項

- ⑦ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合はその内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

本規制の検討段階やコンサルテーション段階において、本評価書等の活用は行っていない。なお、本件規制緩和は、総務省主催の「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」での検討結果を取りまとめた「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）」において、マスメディア集中排除原則について緩和することが適当であるとされた内容を踏まえて実施するものである。

・ デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu07_02000269.html

6 事後評価の実施時期等

⑧ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえることとする。

本改正の施行状況を踏まえ、施行後概ね5年以内に事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

⑨ 事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

- ・ 認定放送持株会社の支配関係者である衛星基幹放送事業者の数
- ・ 認定放送持株会社の支配関係者が放送するBS放送、CS放送それぞれの番組数